

## 下水道の使用料金についてのお知らせ

問 上下水道課 ☎ 21-0245

下水道を使用したときは、排出した汚水の量に応じて「下水道使用料」がかかります。下水道使用料は、処理場や汚水管などの維持管理費として使われています。

なお、排出した汚水の量が0㎡であっても基本料金がかかります。特別な理由で長期間空き家となる場合は、中止の手続きをしてください。

### ●使用料の納入方法

市から送付する納入通知書により、上下水道課、各地域局、各地域市民センター、指定の金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納められるほか、口座振替でも支払いができます。

### ●下水道使用水量の認定方法

上水道のみ使用している場合	上水道の使用水量を下水道の使用水量とします
井戸水のみ使用している場合	世帯員3人まで1人につき7㎡、4人目から1人につき3㎡
上水道と井戸水を併用している場合	世帯員3人まで1人につき4㎡、4人目からは1人につき2㎡を上水道の使用水量に加算
井戸水を営業用を使用している場合	使用の状態に応じて決定

※井戸水を使用している場合、世帯の人数に変更が生じたら届け出が必要です。

### ●使用料の算定方法

	区	分	金額
一般汚水	基本料金	基本水量8㎡まで	1,067円
	超過料金(1㎡につき)	8㎡を超えるもの	176円

※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは切り捨てます。  
また、金額には消費税が含まれています。

## 下水道の使用に関するお願い

下水道管の詰まりやポンプ等設備の故障が発生します。次の注意事項を確認のうえご使用ください。

#### ◆生ごみを捨てない

ごみカゴ・流し口の目皿を使用し、細かく砕かれたものも流れないようにしてください。

#### ◆油を流さない

油は冷えて固まるので流さないでください。  
油は新聞紙や処理剤等を使用し、ゴミとして

捨ててください。

#### ◆トイレにものを流さない

トイレットペーパー以外のものを流さないでください。

また、トイレに流せるクリーナーなども流さないでください。

#### ◆排水設備の点検をする

月に1回程度、敷地内の汚水マスのふたを開けて点検・清掃を行ってください。

### 屋外広告物申請の許可 手数料が変更

高梁市手数料条例の一部改正に伴い、屋外広告物申請の許可手数料が令和8年4月1日から変更されました。

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。



問 都市整備課

☎ 21-0238

### 緑の募金にご協力を

緑の募金は学校・公園・公共施設などの緑化に活用され、4月、5月は「春のみどりの月間」として緑の募金運動を実施しています。

緑化の推進にご協力いただける町内会・任意団体などは募金を取りまとめ、農林課、各地域局、各地域市民センターへ5月29日(金)までにお持ちください。また、緑の募金事業として実施する苗木の配布を希望する場合は事前にお問い合わせください。

問 農林課

☎ 21-0225